

漏水の発見にご協力ください

次のような場合は、周辺で漏水している可能性がありますので市へ連絡をお願いします。

▶晴れているのに道路（地面）がぬれている ▶道路が不自然にへこんでいる ▶普段乾いている水路にきれいな水が流れている

※道路や宅地内の漏水調査を行う際は、調査員は必ず身分証明書を携帯し訪問します。また、調査費用を請求することはありません。

☎**上下水道課** ☎ 0176-25-4516

※土・日曜日、休日、市役所時間外
上下水道課宿日直 ☎ 0176-25-4511

軽自動車税の減免申請を受け付けします

身体障害者手帳、療育（愛護）手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、障がいの程度や軽自動車の使用状況が一定の条件に該当する場合、減免を受けることができます。

必要な物 ▶車検証（自動車検査証・自動車検査証記録事項）▶身体障害者手帳などの手帳 ▶運転者の運転免許証またはマイナ免許証（運転免許センターなどで設定した暗証番号などの入力が必要です）▶軽自動車税納税通知書 ▶

生計同一証明書または常時介護証明書（生計を一にする人または常時介護する人が車を運転する場合）
生計同一証明書または常時介護証明書の交付場所 ▶身体障害者手帳または療育（愛護）手帳の交付を受けている人 ▶生活福祉課 ▶精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ▶上北保健所

申請期限 6月1日(月)
※障がいの程度や軽自動車の使用状況によっては減免の対象とならない場合もあります。

※普通自動車と重複して減免申請をすることはできません。既に納付済みの場合は減免できません。

☎**収納管理課** ☎ 0176-51-6760

国民年金の学生納付特例承認期間の追納について

大学や専門学校などの在学時に国民年金保険料の学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも将来受け取る年金額が少なくなります。

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができる「追納制度」があります。将来受け取る年金額を増額するためにも追納することをお勧めします。なお、追納の申し込みは国保年金課で受け付けています。

☎**国保年金課** ☎ 0176-51-6753

☎**八戸年金事務所** ☎ 0178-44-1742

詳しくはこちらから▶



集会施設環境改善事業補助金

町内会が所有・管理している集会施設の次の改修費用の一部を補助します。

■トイレの水洗化・洋式化

補助対象 ①下水道や集落排水などへの接続費用 ②浄化槽設置の排水設備費用 ③水洗式、洋式便器への取り換え費用 ④①～③に伴う電気、給排水、必要最低限の床、壁の改修費用

補助金額 対象経費の2分の1または75万円のいずれか低い額

■照明器具のLED化

補助対象 ①LED照明の購入費用 ②LED照明の交換費用

補助金額 対象経費の2分の1または20万円のいずれか低い額

■エアコンの設置

補助対象 ①エアコンの購入費用 ②エアコンの設置に要する工事費用

補助金額 対象経費の2分の1または25万円のいずれか低い額

申し込み方法 (★) 申請書に必要な事項を記入の上、申し込みください。

受け付け開始 5月11日(月)

※予算の上限に達した場合は申し込みを締め切ります。

☎**企画調整課** ☎ 0176-51-6725

クマを引き寄せないために放任果樹等（クリ・カキなど）の伐採費用を補助します

補助対象者 次の要件を全て満たすこと ▶伐採する果樹等の所有者、または所有者から委任を受けた者 ▶十和田市有害鳥獣被害防止観光施設等支援事業補助金の交付を受けていないこと ▶市税の滞納がないこと

補助対象経費 半径200m以内に人家がある果樹等の伐採および処分に係る委託料（自ら伐採した経費、消費税などの諸経費、交付決定前に伐採した場合は対象外）

補助金額 対象経費の2分の1（上限9万円）

申込書類 申込書、見積書、対象果樹等が分かる位置図および現況写真、土地の登記事項証明書など
申込期間 5月11日(月)～6月30日(火)
※申込書は農林畜産課で配布または市ホームページからダウンロードできます。

※予算を超える申し込みがあった場合は抽選により決定します。

☎**農林畜産課** ☎ 0176-51-6745

松くい虫被害・ナラ枯れ被害を予防しましょう

◆**松くい虫被害** 昆虫によって運ばれる小さな線虫が侵入することによって、マツが枯れてしまう伝染病のことです。

◆**ナラ枯れ被害** 昆虫が運ぶナラ菌により、ミズナラやカシワなどのナラ類が枯れる伝染病です。

被害予防のため協力をお願いします

▶6～9月には、マツやナラ類を伐採ないようにしましょう。

▶マツやナラの丸太や苗木は、県内の未被害地のものを利用しましょう。

▶被害を防ぐため、庭木、街路樹、山林などで枯れていたたり、枯れかかっているマツやナラ類を見つけたら、お知らせください。

☎**農林畜産課** ☎ 0176-51-6745

上北農林水産事務所林業振興課

☎ 0176-24-3379

県内の被害状況は青森県ホームページから▶

